

鎌倉市農業委員会 令和 6 年度 第 1 回総会 次第	
日 時	令和 6 年 (2024 年) 4 月 24 日 (水) 16 時 30 分開会
場 所	鎌倉市役所 第 3 分庁舎 講堂
委員名	1 番 関根豊、2 番 石原秀雄、4 番 小泉紀久夫、5 番 小川和己、 6 番 落合るみこ、8 番 二之宮智和、9 番 三橋猛、 10 番 飯田亜希子、11 番 郷原 均、12 番 市川幸子、 13 番 平井保男、以上 11 名
事務局出席者	太田事務局長・秋山事務局長補佐・神保主事・植竹事務職員
欠席委員	7 番 和田委員
議長(平井会長)	定刻になりました。 総会を開会する前に事務局職員に異動がありましたので事務局より報告をお願いします。
事務局(太田局長)	令和 6 年 (2024 年) 4 月 1 日付けの人事異動で、事務局職員に異動がありましたので、報告します。 秋山好文事務局長補佐と植竹康浩職員です。 秋山事務局長補佐、植竹職員、挨拶をお願いします。
事務局(秋山補佐)	着任挨拶
事務局(植竹職員)	着任挨拶
事務局(太田局長)	以上で人事異動の報告を終わります。
議長(平井会長)	それでは、只今から総会を開会いたします。 欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局(太田局長)	議長。7 番 和田委員から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので、報告します。
議長(平井会長)	次に、本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員については、8 番 二之宮委員、9 番 三橋委員をお願いします。 次回の現況証明委員については、7 番 和田委員、9 番 三橋委員をお願いします。
議長(平井会長)	それでは、日程 第 1、報告 第 1 号、農地法 第 4 条 第 1 項 第 7 号の規定による届出の受理の決定に関する専決処分について、12 件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第 1、報告第 1 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、以降は着席してご報告します。 本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第 4 条の届出について、3 月 11 日から 4 月 10 日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の 1 ～ 16 ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。

1 ページの番号 1 と、5 ページの整理番号 1の案内図をご覧ください。

対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。

本件は、令和 6 年 4 月 15 日に駐車場へ転用のため、令和 6 年 3 月 22 日に専決処分いたしました。

続きまして 2 ページの番号 2 と、6 ページの整理番号 2の案内図をご覧ください。

対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。

本件は、令和 6 年 4 月 15 日に共同住宅へ転用のため、令和 6 年 3 月 22 日に専決処分いたしました。

続きまして 3 ページの番号 3 と、7 ページの整理番号 3の案内図をご覧ください。

対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。

本件は、令和 7 年 9 月 1 日に共同住宅へ転用のため、令和 6 年 3 月 28 日に専決処分いたしました。

続きまして 3 ページの番号 4 と、8 ページの整理番号 4の案内図をご覧ください。

対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。

本件は、令和 6 年 4 月 30 日に共同住宅へ転用のため、令和 6 年 3 月 28 日に専決処分いたしました。

続きまして 3 ページの番号 5 と、9 ページの整理番号 5の案内図をご覧ください。

対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。

本件は、令和 6 年 8 月 10 日に専用住宅へ転用のため、令和 6 年 4 月 5 日に専決処分いたしました。

続きまして 3 ページの番号 6 と、10 ページの整理番号 6の案内図をご覧ください。

対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。

本件は、令和 6 年 4 月 22 日に専用住宅へ転用のため、令和 6 年 4 月 3 日に専決処分いたしました。

続きまして 3 ページの番号 7 と、11 ページの整理番号 7の案内図をご覧ください。

対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。

本件は、令和 6 年 4 月 25 日に専用住宅へ転用のため、令和 6 年 4 月 3 日に専決処分いたしました。

続きまして 4 ページの番号 8 と、12 ページの整理番号 8の案内図をご覧ください。

対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。

本件は、令和 6 年 5 月 1 日に専用住宅へ転用のため、令和 6 年 4 月 10 日に専決処分いたしました。

続きまして 4 ページの番号 9 と、13 ページの整理番号 9の案内図

	をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和6年12月2日に共同住宅へ転用のため、令和6年4月8日に専決処分いたしました。 続きまして4ページの番号10と、14ページの<u>整理番号10</u>の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和6年4月18日に専用住宅へ転用のため、令和6年4月8日に専決処分いたしました。 続きまして4ページの番号11と、15ページの<u>整理番号11</u>の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和6年5月2日に専用住宅へ転用のため、令和6年4月10日に専決処分いたしました。 続きまして4ページの番号12と、16ページの<u>整理番号12</u>の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和6年4月30日に専用住宅へ転用のため、令和6年4月12日に専決処分いたしました。 以上12件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程 第2、報告 第2号、農地法 第5条 第1項 第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、6件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第2、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報告します。 本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第5条の届出について、3月11日から4月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の17～24ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 17ページの番号1と、19ページの<u>整理番号1</u>の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和11年4月1日に駐車場へ転用のため、令和6年3月18日に専決処分いたしました。 続きまして17ページの番号2と、20ページの<u>整理番号2</u>の案内図

	をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和6年10月1日に共同住宅へ転用のため、令和6年3月27日に専決処分いたしました。 続きまして17ページの番号3と、21ページの<u>整理番号3</u>の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和6年6月1日に専用住宅へ転用のため、令和6年3月28日に専決処分いたしました。 続きまして18ページの番号4と、22ページの<u>整理番号4</u>の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和6年4月10日に駐車場へ転用のため、令和6年3月28日に専決処分いたしました。 続きまして18ページの番号5と、23ページの<u>整理番号5</u>の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和6年7月17日に専用住宅へ転用のため、令和6年4月9日に専決処分いたしました。 続きまして18ページの番号6と、24ページの<u>整理番号6</u>の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和6年5月16日に専用住宅へ転用のため、令和6年4月8日に専決処分いたしました。 以上6件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第3、議案第1号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第3、議案第1号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、ご説明いたします。 資料につきましては、25ページの議案書、26ページの議案第1号 参考資料①、27ページ参考資料②をご覧ください。 まず、生産緑地の買取申出について説明いたします。 参考資料①、生産緑地買取り申出に関するフローをご覧ください。 フロー図左上のとおり、農業の主たる従事者が死亡したとき、もしくは従事することを不可能にさせる故障に至ったとき、指定後30

	年を経過したときは、生産緑地法第 10 条に基づき、「市長に生産緑地を時価で買い取る申し出をすることができる」と規定されております。 市長は、買取申出があった場合は、その日から起算して、1 ヶ月以内に生産緑地を買取る旨、又は買取らない旨を書面で通知することとなっています。 また、買取申出があった日から起算して 3 ヶ月以内に所有権移転が行なわれなかったときは、当該生産緑地の行為の制限は解除され、これ以降は、通常の市街化区域の農地と同様に、農地転用届出等を行うことが可能になります。 次に生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について説明いたします。 先程ご説明した市への買取申出を行うに当たり、これまで耕作していた者が、死亡または重度の故障に至るまで、その土地の農業の主たる従事者であったことを農業委員会が証明する必要があるものです。 本件は、議案第 1 号に記載の土地について、現在の土地所有者である申請者本人が障害を抱えており、自身で耕作ができなく、その他の親族で農業従事者および耕作後継者もいないため、農地利用の継続は困難により、市へ買取申出を行うに当たり、「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書」の 交付申請があったものです。 本議案が承認されれば、申請人へ証明書を発行し、その後市への買取申出がなされ、参考資料のフローに沿って手続きが進むものです。 以上で、説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の小泉委員から補足説明をお願いします。
4 番(小泉委員)	議長。4 番。4 月 17 日(水)午前 9 時 30 分より、平井会長、現況証明委員の小川委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、特段の作付けは行われておらず、直近で耕作が行われた形跡もありませんでした。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 1 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。

議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第1号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第4、議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(一括方式)上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第4、議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料28ページの議案書、29ページの議案第2号参考資料をご覧ください。本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から農業会議へ農地を貸し出し、農業会議から転借人に農地を貸し出すものです。 参考資料の白抜き太枠内の土地が本件の対象地で、斜線地は現在、転借人が耕作している土地です。 農業会議から転借人の貸し借りについては、旧農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第3項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業会議の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしています。 期間は令和6年5月1日から令和11年4月30日までの5年間で、使用貸借により耕作するものです。転借人の農作業従事見込み日数は年330日、1名で営農するとのことです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の小川委員から補足説明をお願いします。
小川委員	議長。5番。4月17日(水)午前9時30分より、平井会長、現況証明委員の小泉委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされており、作付けの準備が行われていました。今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	異議が無いようですので、採決いたします。 議案第2号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第2号は承認されました。

議長(平井会長)	次に、日程 第5、議案 第3号、農業者年金加入推進員の推薦について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第5、議案第3号、農業者年金加入推進員の推薦について、ご説明します。 お手元の送付資料の30ページ、31ページの参考資料をご覧ください。 農業者年金加入推進員は農業委員会が農業委員の中から1名を農業会議に推薦し、農業者年金基金が委嘱するもので、任期は1年間で再任ができます。その業務は、加入推進連絡会で実施する加入推進の企画・立案、加入推進対象者の絞り込み、戸別訪問や広報活動等に協力するものです。 この度、参考資料のとおり農業者年金加入推進員の推薦について、公益社団法人神奈川県農業会議から推薦依頼があったことから、委員の皆様にご審議いただき、推薦を行おうとするものです。 以上で、説明を終わります。
議長(平井会長)	只今、事務局から説明があったとおりですが、どなたかお願いできる方はいらっしゃいませんか。
4番(小泉委員)	議長。4番。では、私がやらせていただきたいと思います。
議長(平井会長)	それでは立候補された小泉委員を推薦することとしたいと思いますが、何か、ご意見、ご質問はございませんか
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ありがとうございます。それでは、小泉 委員を推薦することとしたいと思いますが、他に、何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案 第3号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案 第3号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程 第6、議案 第4号、「鎌倉市 都市計画 審議会委員の推薦について」上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	日程 第6、議案第4号、鎌倉市都市計画審議会委員の推薦について、ご報告します。 お手元の送付資料の32ページ、33ページ、34ページの参考資料をご覧ください。 鎌倉市都市計画審議会は、鎌倉市のまちづくりに必要な都市計

	画の具体的な方策を審議するため、市長の付属機関として設置されているものです。参考資料のとおり鎌倉市長から審議会委員については、農業委員会から1名の推薦依頼がありましたので、委員の皆様にご審議いただき、推薦を行おうとするものです。 なお、現在は令和4年4月にご審議いただいた結果、落合委員を推薦しており、2年間の任期が令和6年5月31日で満了となります。今回の推薦に当たり、所管の都市計画課から、女性委員登用の推進につきまして市の方針がある関係で、女性委員の推薦についてご配慮いただきたいとの依頼を受けています。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	現在は、落合委員が都市計画審議会の委員をつとめていますが、次期委員の推薦についても、女性委員登用の配慮について、所管の都市計画課から依頼があったと、只今説明がありました。農業委員会の女性委員は、市川委員、落合委員、飯田委員になりますが、いかがでしょうか。
12 番(市川委員)	議長。12番。私がやらせていただきたいと思います。
議長(平井会長)	それでは立候補された市川委員を推薦することとしたいと思いますが、何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第4号について市川委員を推薦することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案 第4号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程 第7、その他、諸般の報告について、4件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程 第7、その他、諸般の報告について、4件、ご報告いたします。 諸般の報告1、農地パトロールについて、ご報告いたします。 農地パトロール実施計画に基づき、農業振興地域内における農地法違反地の現在の状況を確認するため、次回の農地パトロールを5月に、農業委員3名、農業委員会事務局2名、市の開発審査課職員2名、同じく都市調整課職員1名、横須賀三浦地域県政総合センター職員1名の合計9名で実施予定です。 対象の委員は、10番 飯田委員、11番 郷原委員、12番 市川委員をお願いします。 日程は、5月31日(金)9時30分からを予定しております。なお、実施の通知につきましては、本日対象委員の机上に配布させていた

	だきましたので、ご確認ください。 ご協力よろしくお願いいたします。 次に、諸般の報告 2、遊休農地解消対策実践活動について、ご報告します。 4月11日（木）に関谷の圃場にて草刈り等の実践活動を行いました。作業に御協力いただいた皆様、ありがとうございました。 今回は、年間のスケジュールと変わりまして5月18日（土）に、第2回目の実践活動を行う予定です。当日は、三菱電機株式会社と協働して玉ねぎの収穫及び冬瓜、ミニカボチャ、バターナッツの作付け作業を行いますので、収穫と作付けのレクチャー及び補助をお願いします。 Bグループの皆様、平井会長、飯田委員、小川委員は、ご協力の程、よろしくお願いいたします。本日対象委員の机上に配布させていただきましたので、ご確認ください。 また、作付けの苗は和田委員に当日運んでいただきます。 関谷の圃場に午前9時30分現地集合で、11時30分頃までの2時間の作業としたいと思います。 当日が雨天の場合は、22日（水）に延期とします。 なお、Bグループの小泉委員は別途、耕うんや除草剤散布の作業をお願いしています。 当日都合がつかない方は、他のグループの委員と調整の上、必ず代わりの方を立てていただくよう、よろしくお願いいたします。 次に、諸般の報告 3、第37回 遊休農地解消対策協議会の開催について、ご報告します。 遊休農地解消対策協議会を次回5月総会に合わせ、5月27日（月）午後3時より鎌倉市役所 講堂で開催します。 内容としましては、令和5年度の事業報告及び決算報告等を行う予定です。 次に、諸般の報告 4、5月 総会等の日程について、報告いたします。 今回は、5月27日（月）午後3時30分から、鎌倉市役所 第3分庁舎 講堂で開催します。遊休農地解消対策協議会が終了次第、開催する予定です。 諸般の報告は、以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和6年度 第1回 総会を閉会いたします。 ありがとうございました。

会 長	平井 保男
議事録署名委員 8 番	二 久保 智和
議事録署名委員 9 番	三 橋 猛